

「〇〇 ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

「■ YELLながさき メールマガジン Vol.213 2024.3.29 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

//_/_/ I N D E X _/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

- ・ 特集……令和6年度 児童扶養手当等の増額について
- ・ 4月の予定……YELLながさき定期法律相談
- ・ 編集後記……タイパってなに？仕事に活かす方法

■ 特集-----

◆ 令和6年度 児童扶養手当等の増額について

【対象者】

○ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を看護する母等

【支給要件】

○ 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態になる児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

【手当額】（令和6年4月～）

○ 月額 ☆全部支給：45,500円 ☆一部支給：45,490円～10,740円
※R5年度単価 全部支給 44,140円、一部支給 44,130円～10,410円

加算額（児童 2 人目）

☆全部支給：10,750 円 ☆一部支給 10,740 円～5,380 円

※R5 年度単価 全部支給：10,420 円、一部支給：10,410 円～5,210 円

◎児童 3 人目以降は R6 年 11 月に改正になる予定です。

【特別児童扶養手当】（1 人あたりの月額）

1 級：55,350 円

2 級：36,860 円

【所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）】

※R6 年 11 月から

○全部支給（2 人世帯）：190 万円（≒160 万円）

一部支給（2 人世帯）：385 万円（≒365 万円）

【支給期月】1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月

◎各市町の相談窓口をご確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/11/1541657242.pdf>

【問い合わせ先】

長崎県子ども家庭課（095-895-2442）

■ 4 月の予定 —————

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

4 月 17 日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は池内 愛弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

山下・川添総合法律事務所ホームページ

<http://www.yamashita-lo.jp/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 -----

◆タイパってなに？仕事に活かす方法

突然ですが「タイパ」という言葉ご存知ですか？

最近、特に若い世代の間で使われている略語なのですが、実は私たちの仕事にも応用できる考え方なので紹介いたします。

「タイパ」とは、タイムパフォーマンスの略語で「時間対効果」のことをいいます。

つまり、ある作業や活動にどれだけの時間を費やし、その結果、どれだけの効果や満足度を得られたか、という対比のことを指しています。

このタイパを意識するメリットとして、効率的なスケジュールを組むことができる、優先順位の明確化できるなどの効果があります。

では、どうすれば、タイパを高めることができるのか。

まずは、計画を立てること。1日の始まりに、その日のタスクと目標を書き出し、それぞれのタスクにかかる時間を見積もります。

そして、短時間で集中して作業を行うこと。集中力を高めるために、通知をオフにする、短い休憩を取るなどの工夫をしましょう。

最後に振り返りを行うこと。

1日の終わりに、その日の達成具合と、それにかかった時間を振り返ります。次第に自分のタイパを把握できるようになります。

若者の間で流行っている「タイパ」の概念を仕事に取り入れることで、より生産的で満足度の高い仕事ができるようになるはずです。

皆さんも今日からぜひタイパを意識してみてくださいね。

最後まで読んでいただいていたありがとうございます。

../

@ YELL ながさきメールマガジン

発行日：毎月2回発行（休刊：祝日、年末年始など）

名刺交換させていただいた方にも遅らせていただいております。

※ご意見ご感想はこちらまで

yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

@ YELL ながさき通信

毎月、情報誌「YELL ながさき通信」を発行しています。

ご購入希望の方はご連絡ください。

また、ホームページからも読む事が出来ます。

<https://www.yell-nagasaki.jp/tsuushin.html>

@ LINE でも情報を発信しております。

ぜひご覧ください<(_ _)>

<https://lin.ee/w93RwIh>

@ フェイスブックページでも情報発信しています。

あわせてご覧ください<(_ _)>

<https://www.facebook.com/yellnagasaki>

@ 長崎県子どもの貧困総合相談窓口（つなぐ ながさき）

電話番号：095-801-2442

Mali：kodomu-soudan@nagasaki-shi-boshikai.jp

ホームページ：<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan01.html>

LINE 公式アカウント：<https://lin.ee/20fC3yL>

@ 長崎県にんしん SOS 相談窓口

電話番号：095-801-2443

Mali：n-sos@nagasaki-shi-boshikai.jp

ホームページ：<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan02.html>

LINE 公式アカウント : <https://lin.ee/9DrMm7E>

※ 今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒ですが、

下記アドレスまでメールを送信ください<(_ _)>

yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

【件名】メルマガ配信解除

【本文】①名前 ②フリガナ

////////////////////////////////////

【発行元】

- ◆ YELL (エール) ながさき
- ◆ 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター
- ◆ 〒850-0057 長崎市大黒町 3-1 長崎交通産業ビル 4階
- ◆ TEL:095-801-4445 FAX:095-801-4446
- ◆ MAIL:yell@nagasaki-shi-boshikai.jp
- HP:<https://www.yell-nagasaki.jp/>

////////////////////////////////////

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示
されます。

/